

## 地域清掃用ごみ袋・ボランティア清掃用ごみ袋広告掲載募集要領

地域清掃用ごみ袋・ボランティア清掃用ごみ袋の広告掲載を以下のとおり募集します。

### 1 募集概要

#### (1) 地域清掃用ごみ袋・ボランティア清掃用ごみ袋の概要

名称	河内長野市地域清掃用ごみ袋・ボランティア清掃用ごみ袋(外袋)
広告掲載場所	河内長野市指定収集袋(外袋)中央部
広告印刷数 (目安)	地域清掃用ごみ袋(45L) : 30,000 袋 ボランティア清掃用袋(45L) : 30,000 袋
掲載時期	令和8年6月～令和8年9月納品分 (配布は令和8年7月頃～在庫がなくなるまで)
収集袋 配布場所	市役所 5階 環境衛生課
収集袋使用者	河内長野市民及び市内でボランティア清掃を行う者

#### (2) 広告掲載枠の規格及び掲載料金

広告掲載対象	規格 (縦×横×厚さ)	印刷仕様	枠	広告料金
地域清掃用ごみ袋	45L (650mm×800mm×0.03mm)	青1色 (袋は透明)	8枠	1枠 40,000円
ボランティア清掃用 ごみ袋	45L (650mm×800mm×0.03mm)	緑1色 (袋は透明)	8枠	1枠 30,000円

- ・ 広告枠の大きさ 64mm×92mm 程度
- ・ 最大 8枠利用可能とする。
- ・ 掲載する広告には、広告掲載事業主の名称や連絡先を明記してください。
- ・ 広告の掲載位置

袋中央部に2行4列を配置するものとする。

### (3) 広告掲載期間

令和8年6月～令和8年9月納品分(流通は令和8年7月頃～在庫がなくなるまで)  
ただし、制度変更等、掲載内容に大幅な変更が生じた場合には、新たに広告募集した上で、新たに指定収集袋を製作・配布する場合があります。

### (4) 掲載基準

河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条に合致するもの及び河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準に合致しない広告は掲載できません。

## 2 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、ご応募いただけます。

- 市税を完納していない事業者でないこと。
- 河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準第5条に定める業種及び事業者でないこと。
- 河内長野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

## 3 応募手続き・スケジュール

募集要領等の公表	令和8年5月15日(金)
応募書類の受付	令和8年5月15日(金)～5月29日(金)
広告掲載事業主の選定	令和8年6月3日以降

### (1) 募集要領等の公表

河内長野市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

河内長野市ホームページUR <https://www.city.kawachinagano.lg.jp>

掲載場所 トップページ>暮らし・環境 > 自然環境・ごみ > ごみ

### (2) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

令和8年5月15日(金)～5月29日(金)午後5時30分まで(必着)

持参の受付は、平日の午前9時00分～正午・午後1時～午後5時30分です。

#### イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、持参または郵送により「5 書類提出先」に提出してください。

### (3) 応募書類

書類名	部数
河内長野市有料広告掲載事業申込書 (河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱第1号様式)	1部
市税納付状況に関する誓約書兼照会同意書	1部
広告原稿 (A4判に拡大したもの。また、実際と同じ色で作成すること)	1部

- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、河内長野市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

#### (4) 広告掲載の決定

広告内容を審査の上、広告掲載を決定します。

なお、応募申込み数が募集枠数を超えない場合でも、広告掲載事業主及び広告内の適性を確認します。また、審査で適性が確認できない場合は、広告掲載事業主として決定しません。広告掲載の申込みが複数ある場合、広告掲載及び掲載位置の優先順位を以下のとおりとして選定します。

##### 【同順位の場合の広告掲載の優先順位】

- ① 8枠を利用する広告
- ② 4枠を利用する広告
- ③ 2枠を利用する広告
- ④ 1枠を利用する広告
- ⑤ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の広告
- ⑥ 抽選

#### (5) 選定結果の通知

広告の選定結果は、令和8年6月5日(金)までに全ての応募者に通知します。

## 4 広告掲載決定後のスケジュール

### (1) 広告掲載料の納付(令和8年6月)

上記選定結果の通知と合わせて納付書を送付しますので、指定期日までに広告掲載料を納付してください。

### (2) 広告データの入稿(令和8年6月)

デジタルデータにて掲載する広告の完全版下を作成し、電子メール等で入稿してください。

### (3)留意事項

- ① 指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合、指定期日までに版下原稿を入稿しなかった場合及び申込みに虚偽があった場合には、広告掲載決定を取り消します。
- ② 原稿の作成及び提出に係る費用は、全て申込者の負担となります。
- ③ 入稿した原稿は、校正により、修正をお願いすることがあります。
- ④ 広告掲載事業主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできません。

### 5 書類提出先・問合せ先

河内長野市 地域資源循環部 環境衛生課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所5階

電話：0721-53-1111

FAX：0721-56-3160